

参考資料一 4
(広報・周知について)

平成 29 年 1 月 12 日
厚生労働省国民健康保険課

広域連合等において対応していただく広報・周知（案）
【保険料軽減特例及び高額療養費の見直し】

I 「国民全般に対する広報」関係

1 広域連合等へのポスター・リーフレットの配置（別紙「広報・周知スケジュール」参照）

（1）広域連合等の具体的な対応

広域連合、市区町村（高齢者医療担当部局をいう。以下同じ。）及び都道府県においては、4月上旬を目処に厚生労働省から送付されるポスターとリーフレットを庁舎の窓口、関係機関の窓口等適当な場所に、当面、継続して配置いただきたい。

（注1）市区町村におかれては、市町村国民健康保険担当部局に必要な部数をお渡しいただく等適宜庁舎内での調整をお願いいたします。

（注2）追加でポスターやリーフレットが必要となった場合は、厚生労働省が電子媒体を保有しているので、ご相談ください。

（2）実施時期

4月～

（3）様式・数量等

<ポスター>

保険料軽減特例の見直しと高額療養費の見直しのそれぞれについて、各1種類作成（B3片面、カラー印刷（4色刷り））。

枚数：広域連合及び都道府県…各 50部

市区町村

政令指定都市 …各 160部

中核市 …各 80部

特例市・東京23区…各 40部

その他の市町村 …各 20部

<リーフレット>

保険料軽減特例の見直しと高額療養費の見直しのそれぞれについて、各1種類作成（A4リーフレット両面、カラー印刷（4色刷り））。

部数：広域連合及び都道府県…各 500部

市区町村

政令指定都市 …各 2,400部

中核市 …各 1,200部

特例市・東京23区…各 600部

その他の市町村 …各 300部

（4）広域連合等の経費負担

特にないものと考えています。

2 保険医療機関等へのポスターの配置（高額療養費の見直しのみ）

（1）広域連合等の具体的な対応

厚生労働省が、ポスターのひな形（電子媒体）を作成し、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会等関係団体をとおして、保険医療機関、保険薬局においてポスターを印刷・配置していただくよう協力依頼をします。

その上で、広域連合及び都道府県は、必要に応じて、都道府県医師会等関係団体への協力依頼や情報提供を行っていただきたい。

また、市区町村は、必要に応じて、郡市区医師会等関係団体への協力依頼や情報提供を行っていただきたい。

（2）実施時期

4月～

（3）様式等

基本的に、広域連合等へのポスターと同様（B3片面、カラー印刷（4色刷り））。

（注）高額療養費の見直しのみへの対応であり、広域連合等に配置したポスターの電子媒体を必要に応じて修正を加えたうえで使用していただくことを想定。

（4）広域連合等の経費負担

特にないものと考えています。

3 インターネットの活用

（1）広域連合等の具体的な対応

広域連合においては、それぞれのホームページに厚生労働省のホームページへのリンクを張るとともに、適宜、広域連合のホームページにおいても対応していただきたい。

（2）実施時期

4月～

（3）広域連合等の経費負担

作成等に要した経費については、一定の条件の下、特別調整交付金により対応。

4 その他

広域連合が独自の広報活動（地域のメディアを活用した広報等）を実施する場合、必要に応じてひな形等を提供することは可能。

また、当該広報・周知に要した経費については、一定の条件の下、特別調整交付金により対応。

II 「被保険者に対する周知」関係（別紙「広報・周知スケジュール」参照）

1 リーフレットの郵送

4月上旬を目処に厚生労働省から送付されるひな形を基に、広域連合はリーフレットを作成の上、管下の市区町村に持ち込んでいただき、各市区町村が、保険料額決定通知書に同封の上、全被保険者に郵送していただきたい。

（注）「入院時生活療養費の見直し」に係るリーフレットの電子媒体も併せて送付し、広域連合でリーフレットを作成のうえ、上記と併せて送付いただくことを予定しています。

（2）実施時期

6月（又は7月）

（3）様式等

保険料軽減特例及び高額療養費の見直しに係る内容を1枚にまとめたものを1種類作成（A3リーフレット両面、カラー印刷（4色刷り））を想定。

なお、入院時生活療養費の見直しにかかるリーフレットも併せて作成（A4リーフレット、カラー印刷（4色刷り））。

（注）基本的に、広域連合の窓口等に配置するリーフレットと同様の内容を想定していますが、広域連合で独自に加工できるよう、ある程度の自由度を持たせたものにする予定です。

（4）広域連合等の経費負担

広域連合において発生する経費については、特別調整交付金により全額対応。

なお、被保険者への郵送費は保険料額決定通知書に同封するため発生しないことを想定しているが、リーフレットを同封することに伴い郵送費が増加する場合や広域連合から市区町村への配送費が発生する場合等、他に費用が発生する場合についても特別調整交付金により全額対応予定。

2 その他、照会・相談体制

（1）厚生労働省が、広域連合及び市区町村用の質疑応答マニュアルを作成し、広域連合及び市区町村に配布します。（2月～）

（2）広域連合独自にコールセンター等を設置することについては、相談いただきたい。

ポスター・リーフレットによる広報・周知スケジュール(後期高齢者医療担当分)

ポスター(各B3版/4色刷り/2種類)・平積み用リーフレット(各A4版両面/4色刷り/2種類)

4月上旬に厚生労働省から送付されるポスターとリーフレット(保険料軽減特例及び高額療養費の見直しの2種類)を庁舎の窓口等に設置していただく。

	4月			5月			6月			7月		8月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
被保険者													
都道府県		庁内及び関係機関等に継続して配置											
市区町村		庁内及び関係機関等に継続して配置											
広域連合		庁内及び関係機関等に継続して配置											
厚労省	広域・自治体に送付												

被保険者送付用リーフレット(A3版/4色刷り/1種類(※については、A4版/4色刷り/1種類))

4月に厚生労働省から送付されるひな形を基に、広域連合においてリーフレットを作成の上、6月頃に管内全被保険者へ郵送していただく。(保険料額決定通知書に同封し、送付。)

※入院時生活療養費の見直しに係るリーフレットについても併せて送付していただくことを予定している。ひな形は4月頃に送付予定。

	4月			5月			6月			7月		8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬					
被保険者											被保険者用リーフレット到着			
都道府県														
市区町村										市町村から被保険者に発送(保険料額決定通知に同封)				
広域連合		議会承認、業者選定・発注		リーフレット作成 市区町村への配送										
厚労省	デザイン(軽減特例、高額療養費、入院時生活療養費)を広域に送信							4						

(注)市区町村への配送等の経費については、特別調整交付金で対応予定。

保険料軽減特例及び高額療養費の見直しに係る広報媒体の作成部数等

①ポスター・平積み用リーフレット

配布先	箇所数	ポスター			リーフレット			
		枚数	種類	計	枚数	種類	計	
広域連合	47	50	2	4,700	500	2	47,000	
都道府県	47	50	2	4,700	500	2	47,000	
市区町村	政令指定都市	20	160	2	6,400	2,400	2	96,000
	中核市	48	80	2	7,680	1,200	2	115,200
	特例市 23区	59	40	2	4,720	600	2	70,800
	その他の 市町村	1,614	20	2	64,560	300	2	968,400
	1,835			92,760			1,344,400	

②被保険者送付用リーフレット

広域連合	平成28年度の 被保険者数	平成29年度見込み (×1.031)	送付部数 (1000枚未満 切り上げ)
北海道	781,779	806,014	807,000
青森県	202,390	208,664	209,000
岩手県	214,230	220,871	221,000
宮城県	296,433	305,622	306,000
秋田県	191,173	197,099	198,000
山形県	194,159	200,178	201,000
福島県	296,956	306,162	307,000
茨城県	379,626	391,394	392,000
栃木県	249,173	256,897	257,000
群馬県	270,022	278,393	279,000
埼玉県	784,483	808,802	809,000
千葉県	714,634	736,788	737,000
東京都	1,431,136	1,475,501	1,476,000
神奈川県	992,338	1,023,100	1,024,000
新潟県	365,848	377,189	378,000
富山県	169,695	174,956	175,000
石川県	158,907	163,833	164,000
福井県	117,240	120,874	121,000
山梨県	122,516	126,314	127,000
長野県	337,759	348,230	349,000
岐阜県	285,916	294,779	295,000
静岡県	508,401	524,161	525,000
愛知県	853,676	880,140	881,000
三重県	253,193	261,042	262,000
滋賀県	165,214	170,336	171,000
京都府	334,909	345,291	346,000
大阪府	1,030,185	1,062,121	1,063,000
兵庫県	714,463	736,611	737,000
奈良県	188,488	194,331	195,000
和歌山県	155,201	160,012	161,000
鳥取県	91,260	94,089	95,000
島根県	125,570	129,463	130,000
岡山県	275,598	284,142	285,000
広島県	386,336	398,312	399,000
山口県	234,454	241,722	242,000
徳島県	122,735	126,540	127,000
香川県	147,263	151,828	152,000
愛媛県	222,833	229,741	230,000
高知県	124,598	128,461	129,000
福岡県	643,410	663,356	664,000
佐賀県	121,688	125,460	126,000
長崎県	214,068	220,704	221,000
熊本県	278,752	287,393	288,000
大分県	183,648	189,341	190,000
宮崎県	172,648	178,000	179,000
鹿児島県	266,705	274,973	275,000
沖縄県	139,703	144,034	145,000
計	16,511,412	17,023,266	17,050,000

(注)平成28年度の後期高齢者医療被保険者数に、平成27年度から平成28年度までの被保険者数の伸び率(3.1%)を都道府県ごとに乗じて算出した人数の概算。

国保保険者（市町村国民健康保険担当部局・国保組合）において対応していただく
広報・周知（案）【高額療養費の見直しのみ】

I 「国民全般に対する広報」関係

1 国保保険者へのポスター・リーフレットの配置（別紙「広報・周知スケジュール」参照）

（１）国保保険者の具体的な対応

国保保険者においては、市区町村等に４月上旬を目処に厚生労働省から送付される高額療養費の見直しに関するポスターとリーフレットを庁舎の窓口、関係機関の窓口等適当な場所に、当面、継続して配置していただきたい。

（注）国保組合には都道府県から送付していただく予定。

（注）追加でポスターやリーフレットが必要となった場合は、厚生労働省が電子媒体を保有しているので、ご相談ください。

（２）実施時期

４月～

（３）様式等

広域連合等へのポスター・リーフレットと同様（市区町村等に送付したものを使用していただく。）。

（４）国保保険者の経費負担

特にないものと考えています。

2 保険医療機関等へのポスターの配置（高額療養費の見直しのみ）

（１）国保保険者の具体的な対応

厚生労働省が、ポスターのひな形（電子媒体）を作成し、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会等関係団体をとおして、保険医療機関、保険薬局においてポスターを印刷・配置していただくよう協力依頼をします。

その上で、国保保険者は、高齢者医療担当部局と協力の下、郡市区医師会等関係団体への協力依頼や情報提供を行っていただきたい。

（２）実施時期

４月～

（３）様式等

基本的に、上記の国保保険者へのポスターと同様（B3片面、カラー印刷（４色刷り））。

（注）高額療養費の見直し分のみの実施であり、市区町村に配置したポスターの電子媒体を必要に応じて修正を加えた上で使用していただくことを想定。

（４）国保保険者の経費負担

特にないものと考えています。

3 インターネットの活用

(1) 国保保険者の具体的な対応

国保保険者においては、それぞれのホームページに厚生労働省のホームページへのリンクを張るとともに、適宜、広域連合のホームページにおいても対応していただきたい。

(2) 実施時期

4月～

(3) 国保保険者の経費負担

作成等に要した経費については、本年5月実施予定の「特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）における交付基準策定のための調査」の結果を踏まえつつ、特別調整交付金により対応。（国保組合において発生する経費については、国保組合特別調整補助金で対応予定。）

II 被保険者に対する周知（別紙「広報・周知スケジュール」参照）

○ リーフレットの郵送

(1) 国保保険者の具体的な対応

厚生労働省から送付されるリーフレットの電子媒体を活用して、70歳以上の方等を対象に原則、広域連合等と同様の対応を行っていただきたい。

(2) 様式等

高額療養費の見直しに係る内容を1枚にまとめたもの（※）を1種類作成（A3リーフレット両面、カラー印刷（4色刷り））を想定。

※ 平成30年度からの国保改革事項（都道府県単位の資格管理、高額療養費の多数回該当に係る該当回数引継ぎ）について併記いただくことを想定

（注）厚生労働省が基本的なひな形を用意しますが、国保保険者で独自に加工できるよう、ある程度の自由度を持たせたものにする予定です。

(3) 国保保険者の経費負担

国保保険者において発生する経費については、本年5月実施予定の「特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）における交付基準策定のための調査」の結果を踏まえつつ、特別調整交付金により対応予定。（国保組合において発生する経費については、国保組合特別調整補助金で対応予定。）

(参考)ポスター・リーフレットによる広報・周知スケジュール(後期高齢者医療担当分)

ポスター(各B3版/4色刷り/2種類)・平積み用リーフレット(各A4版両面/4色刷り/2種類)

4月上旬に厚生労働省から送付されるポスターとリーフレット(保険料軽減特例及び高額療養費の見直しの2種類)を庁舎の窓口等に設置していただく。

	4月			5月			6月			7月	8月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
被保険者											
都道府県	庁内及び関係機関等に継続して配置										
市区町村	庁内及び関係機関等に継続して配置										
広域連合	庁内及び関係機関等に継続して配置										
厚労省	広域・自治体に送付										

被保険者送付用リーフレット(A3版/4色刷り/1種類(※については、A4版/4色刷り/1種類))

4月に厚生労働省から送付されるひな形を基に、広域連合においてリーフレットを作成の上、6月頃に管内全被保険者へ郵送していただく。(保険料額決定通知書に同封し、送付。)

※入院時生活療養費の見直しに係るリーフレットについても併せて送付していただくことを予定している。ひな形は4月頃に送付予定。

	4月			5月			6月			7月	8月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
被保険者										被保険者用リーフレット到着	
都道府県											
市区町村				市町村から被保険者に発送 (保険料額決定通知に同封)							
広域連合	議会承認、業者選定・発注			リーフレット作成 市区町村への配送							
厚労省	デザイン(軽減特例、高額療養費、入院時生活療養費)を広域に送信						9				

※平成30年度からの国保改革事項(都道府県単位の資格管理、高額療養費の多数回該当に係る該当回数の上継ぎ)について併記いただくことを想定

(注)市区町村への配送等の経費については、特別調整交付金で対応予定。